

令和5年第10回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和5年10月25日（水）午前10時00から

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	北村 栄治
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第22号 非農地証明願について
- 第3 議案第23号 非農地証明願について
- 第4 議案第24号 非農地証明願について
- 第5 議案第25号 非農地証明願について
- 第6 議案第26号 非農地証明願について
- 第7 議案第27号 非農地証明願について
- 第8 議案第28号 非農地証明願について
- 第9 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	永野 尊教
書記	都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

（出席委員の皆様がおそろいですので）ただいまより令和5年第10回大豊町農業委

員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

(欠席の連絡がありましたのは、__番_____委員の__名です。)

出席委員は、9名中_____名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、3番宮川利重委員、5番北村栄治委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第22号について事務局より説明をお願いします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料1 ページ目の非農地証明願をご覧ください。議案第22号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町_____筆で台帳地目は畑、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては10月17日に担当委員の原委員と事務局・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は原野となっており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第22号について、担当委員より説明を求めます。1番原亜由美委員。

〔原亜由美委員〕

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、原野化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第22号について、

発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第22号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第23号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、本日配布の資料1ページ目の非農地証明願をご覧ください。議案第23号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町[REDACTED]他1筆で台帳地目は田、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては10月17日に小川会長と事務局都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は宅地化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第23号について、私が担当委員となっておりますので説明いたします。先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、宅地化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第23号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第23号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、議案第24号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、本日配布の資料7ページ目の非農地証明願をご覧ください。議案第24号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町[REDACTED]で台帳地目は畑、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。こちらについては10月18日に三谷委員と事務局都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は山林化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第24号について、担当委員の説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

はい、8番三谷晴喜です。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、山林化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第24号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第24号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第5、議案第25号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、本日配布の資料14ページの非農地証明願をご覧ください。議案第25号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町[REDACTED]で台帳地目は畑、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては10月23日に酒井委員と事務局永野・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は原野化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第25号について、担当委員の説明を求めます。10番酒井笑子委員。

〔酒井笑子委員〕

はい、10番酒井笑子です。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、山林化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第25号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第25号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に日程第6、議案第26号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、以前配布してあります資料11ページの非農地証明願をご覧ください。議案第26号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町■■■■他4筆で台帳地目は畑、現況地目についてですが、申請書は畑となっておりますが、現況は山林になりますので訂正をお願いします。申請者は記載のとおりです。

こちらについては10月17日に原委員と事務局都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は山林化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第26号について、担当委員の説明を求めます。1 番原亜由美委員。

〔原亜由美委員〕

はい、1 番原亜由美です。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、山林化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第26号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔小笠原委員〕

以前も質問したかもしれませんが、原野と雑種地の違いはなんですか。

〔事務局長〕

原野は耕作の方法によらないで、人の手が加わってないこと、隣地していないこと。雑種地は不動産登記における地目の一つ。田・畑・宅地・山林・原野など法務省令で特定された種類の一つ。

〔小笠原委員〕

わかりました。

〔議長〕

他にありませんでしょうか。

ないようですので、採決いたします。議案第26号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第7、議案第27号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料28ページの非農地証明願をご覧ください。議案第27号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■他3筆で台帳地目は田と畑、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。こちらについては10月18日に上池委員と事務局都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は原野化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第27号について、担当委員の説明を求めます。9番上池如夫委員。

〔上池如夫委員〕

はい、9番上池如夫です。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、原野化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第27号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第27号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第8、議案第28号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、本日配布の資料22ページの非農地証明願をご覧ください。議案第28号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町[REDACTED]で台帳地目は畑、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。こちらについては10月18日に宮川委員と事務局永野・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は原野化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第28号について、担当委員の説明を求めます。3番宮川利重委員。

〔宮川利重委員〕

はい、3番宮川利重です。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、原野化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明し

て差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第28号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第28号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第9その他の件について事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、次回の11月総会の日程については、11月22日(水) 10時からを予定しております。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和5年第10回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。